

議案第 4 3 号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 2 7 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和 3 4 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改め、同項第 2 号中「2 7 万 5, 0 0 0 円」を「2 8 万円」に改め、同項第 3 号中「5 0 万円」を「5 1 万円」に改め、同条第 4 項及び第 5 項中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

第 1 4 条の 5 中「5 8 万円」を「6 1 万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成 3 1 年度以後の年度分の保険料について適用し、平成 3 0 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課額の限度額の引上げを行うとともに、保険料の軽減措置を拡充するについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。